

丹波市移住定住ポータルサイトリニューアル業務 公募型プロポーザル要求水準書

1. 業務の概要

1.1 業務名

丹ふ定業第6号 丹波市移住定住ポータルサイトリニューアル業務

1.2 業務概要

○丹波市移住定住ポータルサイト「TURNWAVE」の現状

丹波市移住定住ポータルサイト「TURNWAVE」（以下「本サイト」という。）は、これまで主にIターン希望者に向けた情報提供や空き家バンク（以下「住まいるバンク」という。）の掲載、イベント情報の発信等を通じて、丹波市への移住定住促進に一定の成果を上げてきた一方で、近年は移住者のニーズに応じた住まいるバンク登録物件数が伸び悩む等、移住の決断に進まない現状がある。そこで、今後は住まい等、移住に関するハードルが比較的低いUターン（丹波市出身者の帰郷）を重視した施策への転換が求められている。

また、現行の本サイトでは「イベント情報」「移住者インタビュー」「企業・仕事情報」等のコンテンツが散在し、Uターン希望者に向けた「丹波市に帰りたい」「丹波市で暮らしたい」という感情的な動機付けに直結するコンテンツや、丹波市の魅力を「暮らし」を通じて伝える構成が不足している。

○本サイトリニューアルの背景

令和8年度以降、丹波市の移住定住施策は、Uターン層を中心とした若年から中堅世代（概ね20代から40代）への働きかけを強化する方針である。

過去の移住相談実績やUターン者への実態調査から、Uターン希望者の多くは「すでに帰ることを決めている」や「迷っているがいずれ帰る可能性が高い」層であり、必ずしも「移住」という言葉で情報収集を行っていない傾向があるため、本サイトにおいては、「移住」という行為そのものを強く前面に押し出すのではなく、「暮らし」「つながり」「住まい」を入り口とした情報発信により、丹波市での「暮らし」のイメージを「働く」や「子育て」、「遊び」などを用いて具体化し、結果として「帰郷・移住・定住」につながる導線を再設計する必要がある。

○基本理念（目指すホームページ像）

本業務では、これまでIターン移住の促進について一定の成果を上げてきた現行の本サイトの枠組みを踏まえつつ、今後の重点課題であるUターン希望者

への情報発信を強化し、丹波市の「暮らし」が見えるポータルサイトへリニューアルする。

また、本サイトにおいては、「移住」を特別なライフイベントとしてのみ扱うのではなく、暮らし方や働き方を見直す「生活の選び直し」の一つとして位置づけ、丹波市の「暮らし」・「つながり」・「住まい」を伝える広報メディアとして、活用度の高いサイトに再構築する。その結果として、Uターン希望者、若年層のIターン希望者及びそれらに関係する関係人口等に対する共感と安心感を醸成し、「移住・帰郷・定住」への自然な流れを生み出すことを目指す。

○基本方針

本業務は、現行の本サイトの調査・分析を行い、CMS等の導入・構築、デザインやテンプレートの作成、コンテンツの設計・制作、サイト名称・ブランド体系の整理、本サイトの運用者（以下「運用者」という。）への運用レクチャーを含む総合的なコンサルティングを行うものである。

なお、運用者は、発注者及び丹波市の移住・定住相談窓口業務受注者を想定している。

（1）現行の本サイトの問題・弱点の抽出と再構築

現行の本サイトが抱える問題を分析し、Uターン希望者向け情報の充実、暮らしが見えるコンテンツ構成等のUターン誘致にも効果的なポータルサイトとして、必要な情報・導線・機能を再設計すること。

（2）ターゲットが求める情報への到達性の向上

Uターン希望者、若年層Iターン希望者、情報未収集層それぞれが、必要とする情報（「暮らし」・「つながり」・「住まい」）にスムーズにたどり着けるサイト構成とナビゲーションを構築すること。

（3）丹波市の「暮らし」・「つながり」・「住まい」の可視化

丹波市の魅力の核心である「暮らし」や地域コミュニティ、等身大の「暮らし」の姿を、ストーリーや写真等を用いて表現し、Uターン・Iターンの動機形成につながるサイトデザイン・コンテンツ構成とすること。

（4）「移住」の言葉の扱いと行政施策との整合性

「移住」という言葉が一部ターゲットにとって心理的ハードルとなることに配慮しつつも、SEO対策に配慮しつつ、行政施策との整合性も確保するため、「移住」「定住」「Uターン」「Iターン」等の語を適切に配置すること。

（5）拡張に柔軟に対応できるサイト構築

運用開始後にバージョンアップ等による機能向上やサイトの構成変更を柔軟に行うことができるよう、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。

(6) 拡張性と柔軟に対応した運用形態

運用者が、専門的な知識がなくても「暮らし」の紹介、イベント情報、住まいるバンク情報等を効率的に更新できる CMS と、本業務完了後においても適切に管理することができる運用マニュアルを整備すること。

1.3 業務内容

本業務では、前述の現行の本サイトが抱える問題などを解消することを目的に、CMS の導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、運用者への CMS 操作研修、総合的なコンサルティングといったシステムリニューアルにかかる全般的な作業を行うこと。項目は以下のとおりである。

なお、本サイトの構築にあたっては、丹波市の移住・定住相談窓口との連携を念頭に置いて業務に取り組むこと。また、本サイトの方向性については、適宜、発注者及び受注者において十分に協議したうえで、発注者にて決定することとする。

- (1) 現行の本サイトの現状分析と課題の抽出
- (2) (1) の結果に基づく改善（サイト設計、カテゴリ再分類、暮らしを中心としたコンテンツ構成、SEO 対策等）
- (3) CMS 等の導入・構築及びサービス提供（環境構築含む）
- (4) トップページ及び各種コンテンツページ的设计・制作
- (5) 新規コンテンツの企画・作成（丹波市の暮らし、Uターン希望者向け特化コンテンツ等）
- (6) 既存コンテンツの整理・データ移行
- (7) 各種マニュアル類の作成（運用者向けレクチャー資料等を含む）
- (8) サイト運用に関するコンサルティングの提案

1.4 契約期間・スケジュールなど

(1) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(2) 提案上限額

9,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 委託契約の締結・業務の開始

令和8年8月上旬予定

(4) 新サイト公開日

公開予定日は、令和9年3月12日（金）とする。

(5) 構築スケジュール

運用者へのシステムの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールリングを含め、最適な方法を提案すること。

なお、詳細は発注者と受注者が別途協議し決定する。ただ公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

(6) 新サイト公開前後の動作確認等

新たな本サイトの公開に向けた運用者によるコンテンツの作成及びその確認やサイト公開後の動作確認等によって、疑義や不具合が生じた場合においては、その解消に向けて適切に対応すること。

1.5 履行場所

原則として受注者の事業所で行うが、丹波市役所庁舎内または丹波市の移住・定住相談窓口業務受注者の事務所等での打合せ・レクチャーを行う場合は、発注者の指示に従い、受注者として誠意をもって対応すること。

1.6 対象サイト

本業務の対象は、本サイト（現行 URL : <https://teiju.info/>）配下のページとする。

なお、丹波市のホームページや他の関連サイト（観光協会、おかえり丹波等）は本業務の直接の対象外とし、必要に応じてリンクにより接続するものとする。

使用ドメイン及び URL 構造については、原則として現行のドメインの継続利用を想定するが、変更提案を行う場合は、理由及び影響を明示したうえで総合的な提案を行うこと。

1.7 移行対象ページ数

移行対象ページ数は 150 ページ程度を想定。なお、ページ内に埋め込まれているコンテンツがある場合は、そのコンテンツも含む。

2. システム動作環境要件

以下の各要件に関して、費用とのバランスを考慮した企画を提案すること。

なお、求める要件は以下のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。また、見積書にも可能な限り明細を記載すること。

2.1 本サイトの稼働に関する要件

(1) 本サイトは原則として 24 時間 365 日稼働するものとする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から 6 時間以内に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないように努めること。

(2) 恣意的なサービスの停止や長時間の停止が年に数回ある場合などは、損害賠償を求めることもあるため、十分留意すること。

2.2 動作環境に関する要件

○データセンター要件

- (1) 本サイトはアクセスに耐えることのできる外部サーバーにて運用し、インターネット経由での標準アクセスを前提とする。
- (2) データセンター利用料、回線費用、サーバー保守料等を今回の見積価格に全て含めて提案すること。
- (3) リニューアル後5年間の運用に耐えうる十分な環境を確保すること。

○ウイルス対策の実施

サーバーには、ウイルス対策を実施すること。

○SSL サーバー証明書の導入設定

サーバーには、有償のSSLサーバー証明書を導入し、常時SSL化対応を実施すること。

2.3 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、運用体制などを明確に示すこと。
- (2) 稼働に必要なすべてのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

2.4 ネットワークに関する要件

CMS 設置場所は外部サーバーとし、一般インターネット経由（LGWAN 非依存）で運用を想定すること。

2.5 セキュリティ対策に関する要件

- (1) 運用者をグループ分けし、機能制限可能なアクセス権限・ユーザー管理をCMSで柔軟に設定可能とすること。
- (2) ID・パスワード認証に加え、キャプチャなどのセキュリティ対策を十分に行い、不正ログイン等の対策を十分に行うこと。

2.6 CMS の稼働に関する要件

新たな本サイトと CMS は同一外部サーバー上で一体運用し、CMS 側も可能な限り、24 時間 365 日の稼働が望ましい。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、事前周知をするなどの対応をすること。

2.7 その他の要件

データバックアップやアクセス解析など、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。

3. 構築に関する基本要件

3.1 テスト要件

○テスト環境

受注者においてテスト環境を用意すること。

○稼働テスト

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。

なお、総合試験内容などについては発注者と協議のうえ、決定すること。

3.2 システムの基本要件

○CMS ソフト

基本 OS は Microsoft Windows、Linux など、一般的に利用されているものとする。

○ウェブコンテンツの形成

閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように生成されること。

<パソコン向け>

- ・ Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari の最新版

<スマートフォン向け>

- ・ iPhone 及び Android の標準ブラウザ

○クライアント環境

クライアント PC からインターネットを経由して、ブラウザのみでの利用を可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

なお、運用者のクライアント PC は、OS が Windows10 及び 11、ブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome の利用が可能であり、運用者による作成・修正・管理が行えること。

3.3 システムの機能要件

○CMS 導入・設定

CMS において、ユーザー情報・所属などの基本情報及びカテゴリ情報等の初期設定（マスタ登録作業）を受注者にて行い、併せてシステム動作テストを実施し、その結果を提出すること。

3.4 コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名などの一覧情報は発注者にて決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツなどについて、丹波市に最適と思われるコンサルティング（またはアドバイス）を行うこと。

- (1) 現行の本サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、発注者の要望や不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) アクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) ストーリーやUターン促進等、本サイト特有のコンテンツ運用に関するコンサルティングを行うこと。

3.5 サイト設計及びデザイン

閲覧者が目的のコンテンツを即座に探し出せることを重要視し、現行の本サイトの問題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、最適と考えるサイト設計を行うこと。

あわせて、トップページ、メニューページ、新たなコンテンツを含む記事ページについて、最適と考えるデザインを作成すること。

さらに、サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

なお、サイト設計案の提示については、サイト設計の基本的な考え方や提案するサイト構成の利点・アピールポイントなどを「企画提案書」に具体的に示すこと。

- (1) 閲覧者にとっての使いやすさを最優先し、「暮らし」「仕事」「子育て」「住まい」「移住・定住支援」等のカテゴリを軸に、カテゴリを見ただけで

コンテンツの内容が想像することが出来るよう、直感的に情報を辿れる設計とすること。

- (2) Uターン者、Iターン者、地元在住者等の「暮らし」を紹介するコンテンツ枠を設けること。
- (3) メニューなど、リニューアル後に必要となるページを新規作成すること。
- (4) 現行の住まいるバンク機能を引き継ぎ、検索性・視認性を考慮したUIとすること。
- (5) パソコン版及び、スマートフォン版のサイト設計を行うこと。なお、スマートフォン版サイトは、閲覧者の利用場面を想定し、操作性、視認性が確保できる設計を行い、原則としてレスポンシブウェブデザインとすること。

3.6 外部 ASP の導入

無償で利用できる ASP サービスを導入し、各テンプレートへの埋め込み作業等を行うこと。

○アクセス分析

アクセス管理者がアクセスログを簡単に分析できる機能を有すること。

4. 運用者支援に関する要件

4.1 CMS 操作研修会の実施

運用者が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、以下のとおり CMS 操作研修会を行うこと。

○研修用資料

研修会用マニュアル及び研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。

○研修環境

研修会場、研修会用資料の印刷、研修用パソコン、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、別途発注者が用意する。ただし、研修時にアクセスするサーバーの環境設定などは受注者が行うこと。

5. サービス提供に関する要件

5.1 保守要件

新たな本サイト運用開始から履行期限まで（令和8年度運用開始日～令和9年3月19日）の保守作業は、本業務内で行うこと。

なお、令和9年度以降の運用・保守については、丹波市の移住・定住相談窓口運營業務受注者で行うため、必要となる引継ぎも含めて業務を遂行することとし、その保守業務の内容は、以下を想定している。

○保守業務内容

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) システム及びシステムの稼働に伴い、継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む）、管理を行うこと。
- (3) 使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、提供及び適用作業を行うこと。
- (4) ソフトウェアやコンテンツなどに脆弱性が発見された場合は、パッチを適用するなどのセキュリティ対策を行うこと。

なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで適用すること。

○運用支援

ヘルプデスクを設置し、導入後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせに対応することとし、その期間は、保守要件と同一とする。

なお、問い合わせは丹波市の移住・定住相談窓口運營業務受注者を窓口として行うものとする。また、対応時間は原則月曜日～金曜日の午前9時から午後4時30分までとし、年末年始や祝祭日を除く。

6. 納品

6.1 成果物の納品

以下の成果物を電子データ及び印刷物（各2部）で納品すること。

- (1) CMSに係るソフトウェア及び本サイト用設定情報など一式
- (2) スケジュール表
- (3) サイト設計書（サイトマップ）
- (4) 議事録（要検討項目管理、課題管理）
- (5) 現行の本サイトの現状分析結果及び課題に関する報告書
- (6) データ移行計画書
- (7) データ移行報告書
- (8) 研修会用資料
- (9) デザインに使用した画像データ一式（当該データを利用して、発注者が新たな画像を作成することを承諾すること。）

7. その他留意事項

7.1 機密保護

発注者が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

7.2 打ち合わせ及び連絡調整

仕様の確認などを行うため、本業務の履行期間内は概ね1カ月ごとに丹波市にて打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。なお、打ち合わせについては、オンラインでの実施を可とする。

7.3 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を発注者に書面で提示し、了承を得ること。また、受注者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

7.4 契約不適合責任

(1) 受注者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、またはこれに代えて、もしくは併せて損害賠償の責任を負うものとする。

(2) 前述(1)の場合において、請求をしようとする場合は、引渡しを受けた日から1年以内に発注者に対して契約不適合である旨を通知し、当該通知から1年以内に請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して受注者に通知しなければならない。

ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(3) 前述(1)の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア. 履行の追完が不能であるとき。

イ. 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ. この契約の目的物の性質、または当事者の意思表示により、特定の日時、または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ.上記のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

7.5 権利の帰属

サイト作成に関する一切の著作権は発注者に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMSなどのパッケージは含まない。

7.6 追加提案

本業務の要求水準書は、現在発注者が最低限必要と考えているものである。提案事業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

7.7 協議

本要求水準書に定める事項に疑義が生じた場合、または本要求水準書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は発注者と協議を行うこと。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

〒669 - 3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地（本庁舎2階）

丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課

電 話 0795-88-5360（午前9時～午後4時30分）

電子メール teijusokushin@city.tamba.lg.jp

担 当 中西